

地域主義における「共同体」の位置

東京大学大学院博士課程 郭 舜

1. 「共同体」を語る意味

ASEANは2003年10月、バリ第二宣言（Declaration of ASEAN Concord II = Bali Concord II）を出した。そこでは安全保障共同体、経済共同体、社会文化共同体の3つの柱から成る「共同体」樹立を明確化している¹。また、日本政府も2002年1月「東アジア・コミュニティ」なる構想を発表している。遡れば、欧州連合（EU）の制度的な出発点の1つである欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）もまた「共同体」であり、やはり「共同体」である欧州共同体（EC）へと発展した。「地域共同体」は、地域主義の1つの目標として一般に受け止められているように思われる。しかし、そもそも「地域共同体」とは何なのだろうか。

国家を超えた共同体を比較的早くから分析対象として取り上げたものとして、カール・ドイチュらの研究などがある〔Deutsch 1957〕。そこでは、「構成員同士が物理的に闘争せず他のやり方で紛争を解決するという現実の保障が存在するもの」として特徴づけられた安全保障共同体（security community）が、4つに類型化されて論じられる。しかしこうした研究は、「共同体とは何か」（what）に答えようとするものではなく、「共同体とはどのようなものか」（how）を論じようとするものである²。他方、国際関係にほとんど無関心な法哲学・政治哲学は、国家を超える「共同体」についての十分な考察を怠ってきた。

もし我々が「共同体」という言葉で何か目標や願望を語っているのだとすれば、またそれが空虚な言葉遊びでないとすれば、「共同体」概念の把握によって我々が一体何を目標としているのかを確定しておく必要がある。例えば、「共同体」の基礎として価値の共有が必要だ

¹“An ASEAN Community shall be established comprising three pillars, namely political and security co-operation, economic cooperation, and socio-cultural co-operation that are closely intertwined and mutually reinforcing for the purpose of ensuring durable peace, stability and shared prosperity in the region.” (para. 1).

²「共同体は戦争の可能性を減少させる（ものである）」という命題は、「共同体」概念そのものについての主張ではなく、他の仕方で定義された「共同体」の帰結や機能についてのものである。ただし、報告者は「安全保障共同体」という概念を用いた分析の有効性を否定しない。紛争の平和的解決への合意が「共同体」の条件を成すという洞察から、近年〔Adler & Barnett 1998〕や〔Adler 2005〕が示している発展の方向性は、別途検討されるべきであり、今後の研究課題としたい。

³ただし、ワイラーは「共同体」という言葉に着目しており、共同体ビジョンを統一体ビジョンと対比させて欧州統合の行方を論じる。その特徴は、(1)主権の制限・共有、(2)相互依存の受容、(3)価値と目標の共有と非排他性だという。しかし、そこで念頭に置かれているのは「国家間の」「共同体的価値による」結び付きであるように思われる。その結果、本報告で論じる「共同体」概念より狭いものとなっている。ワイラーの意図するところである統一体モデルの否定、帝國的なるものの拒絶には同意するが、「共同体」という言葉で説明する意義は不明確である〔ワイラー1998（1991）〕。

とされることがあるが、なぜそれが必要条件とされるのか、いかなる価値の共有が必要なのかは、「共同体」とは何かを理解して初めて論じうる問題である。本報告は、そうした「共同体」概念の理解のための一つの試みである。

2. 「(政治) 共同体」概念一般

(1) 「共同体」とは何か

法哲学・政治哲学における「共同体」とは、「政治共同体」を中核とした概念である。「政治共同体」とは、「共同体」の政治的決定の単位としての側面に着目したものである。社会契約説の枠組みによれば、個々人がバラバラに行動することから生ずる自然状態のさまざまな問題を解決するため、「共同体」が形成される。例えば、ジョン・ロックの説明によれば、社会契約が結ばれ、立法権が設立されるのは、所有、即ち生命・自由・財産を保護するという共通善のためである [ロック1968 (1690)]⁴。そしてそのような社会契約が結ばれることが、自然状態から社会状態への移行を画するのである。ロックは、全員一致の社会契約によって成立した「共同体」は、多数決原理によって政治的決定を行わなければならないと考える。というのも、そうでなければ一つの統一体、一つの「共同体」を保てないからである⁵。

ここに、「共同体」がそれを構成する人々の中の集合問題を解決するために創設され、そのかぎりでの正当性を有することが述べられている。そして、その「共同体」においては個々人が拒否権をもつことなく共同の決定行為に参加し、その決定を受容する。つまり、個々の利害に対して共同の決定に存する利益が優越することが一定程度認められているのである。

(2) 「共同体」の基礎を成すもの

近年の法哲学・政治哲学においては、いかなる「共同体」観をとるかをめぐって論争が行

⁴“Sec. 131. But though men, when they enter into society, give up the equality, liberty, and executive power they had in the state of nature, into the hands of the society, to be so far disposed of by the legislative, as the good of the society shall require; ...And all this to be directed to no other end, but the peace, safety, and public good of the people.”

⁵“Sec. 96. For when any number of men have, by the consent of every individual, made a community, they have thereby made that community one body, with a power to act as one body, which is only by the will and determination of the majority: for that which acts any community, being only the consent of the individuals of it, and it being necessary to that which is one body to move one way; it is necessary the body should move that way whither the greater force carries it, which is the consent of the majority: or else it is impossible it should act or continue one body, one community, which the consent of every individual that united into it, agreed that it should; and so every one is bound by that consent to be concluded by the majority. And therefore we see, that in assemblies, empowered to act by positive laws, where no number is set by that positive law which empowers them, the act of the majority passes for the act of the whole, and of course determines, as having, by the law of nature and reason, the power of the whole.”

なわれてきた。次のような整理が可能だろう。

方法論的個人主義は、善き制度を実現するという同じ価値・目的を共有する個人が「共同体」を形成すると考える。個々人にとって善き制度の実現は自己の善の追求の一部を成す。このような考え方は、ジョン・ロールズに見ることができる [Rawls 1999]。これに対して方法論的集団主義は、「共同体」の一員であることが個人の自己同一性の構成要素を成すと考える。そこでは、個々人の善の構想それ自体が「共同体」によって構成される。マイケル・サンデルなどの共同体主義者がこの立場に立つ [サンデル1999 (1998)]。

このような「共同体」の基礎をめぐる理論的対立の背景を探れば、「共同体」の本質である共同の決定という要素にやはり行き着く。つまり、対立は共同の決定が可能な条件とは何かをめぐって生じているのである。具体的に言えば、そこには自由主義の方法論的個人主義がアノミー化とアパシー化という社会病理を招来したのではないかという危機意識がある [井上1999]。前者は児童虐待から職業倫理の衰退に至るまでの他者を顧みない自己の放縦化を指し、後者は政治的無力感の蔓延と民主主義の形骸化を言う。そこで問題とされているのは、人々が共通の規範ないし決定を受容し、またその決定に参加するための条件とは何かということである。

しかし、何れの立場に立つにせよ、個人主義的要素のみ、共同体主義的要素のみを強調するような立論はほとんど見られない。共同体主義は個人を共同体に解消してしまえば内在的批判原理を失ってしまい、個人主義的立場は個人の選択の足掛りとして選択によらない価値的基礎を必要とする。両者は、個人が自己の利益に適うかぎりで参加するという道具主義的な理解を超えた要素が「共同体」を成り立たせるために必要であるという点を共に承認する。戦間期の法思想家であるヘルマン・ヘラーは、国家を意識的な統一体形成の結果であり、個人の主体的な企てであるとしつつ、それが組織として立ち現れ、構成員の行為が統一体の活動連関として意味付けられる側面をも見出す⁶。「共同体」は地理的条件、民族的条件、経済的紐帯、世論、法といった諸条件によって規定される。しかし、これらの条件があるからといって、「共同体」が自生するわけではない。主体的契機が必要であり、自覚的な組織化・制度化が不可欠なのである [ヘラー1971 (1934)]。

(3) 「共同体」という制度

ここまで「共同体」の基礎にあるのは、自然的・文化的諸条件と主体的契機の両者であることを述べてきた。これらの基礎の上に制度化された政治的意思決定の単位が、「共同体」

⁶方法論的個人主義を取る自由主義者であっても必ずしも原子論的個人観をとっているわけではないとすれば、現象学的理解が根本にあると見ることもできる。井上達夫の「解釈的自律性」概念が提示する、伝統的価値を引き受けつつ自己省察する個人像も、この方向を示す [井上1999]。共同体論者も共同体の奉ずる価値を絶対視するわけではなく、それを変えていく余地を認める。その意味では共同体主義も個人の主体性の契機を取り込まざるをえないが、共通善の強調とどう折り合いをつけるのかが不明確である。

であるということになる。そこで、いかなる制度的徴表を「共同体」に見出すことができるか考えてみよう。

社会契約論においては、自然状態にある個人が、共通善のために社会契約を結んで多数決による決定に合意し「共同体」を形成したと説明される。このことが意味しているのは、意思決定において個々人が一々拒否権を発動するようでは、共同の決定が志向されているとはいえないということである。共同の決定による集合問題解決のためには、個人の拒否権が否定され、多数決原理が採用されざるをえない。また、一旦決定された事項についてそれが受容されるということも前提となる。離脱の自由は制約されなければならない、何らかのかたちで決定が執行される仕組みが必要であろう。

ここで、究極的には個人の権利が「共同体」からの離脱という抵抗権のかたちで保障されざるをえない場合がある。しかし、共同の決定であるという内容独立の手続的な正当性、いかえれば決定の正統性 (legitimacy) が、個々人にとって相当の重みを持った行動理由となるのでなければ、「共同体」はバラバラに行動する個人の集団へと解体する。したがって、「共同体」からの離脱には相当の制約が必要となる。

また、集合問題の解決のために、なぜ共同で決定を「行う」必要があるのかと問われるかもしれない。共同の決定に「服する」だけの状態、例えば共通の規則をもった取引社会のような「社会」では、共同の決定への自覚的な参与ではなく各人の合理的な利益追求の意図せざる帰結として、秩序が生じるようにも思われる。しかし、対立こそが政治的なものを構成するとカール・シュミットが述べるように [シュミット1970 (1932)]、解消しえない対立があるところから政治は始まるのであり、対立を内包しつつそれを共同の決定によって解決しようとする試みにこそ「共同体」の特徴が見出されるということができる。

3. 国家を超える「共同体」概念

(1) 「地域共同体」とは何か

以上のような「共同体」に対する見方を手がかりにして「地域共同体」を見るとどのようなことがいえるだろうか。第一に、「地域共同体」もその徴表として、共同の決定への参与とその受容を表現する制度的契機を有していなければならない。それに加えて第二に、国家を超える規模の「共同体」であるという性格付けにも問題はなさそうである。しかし、これらの基準は過剰包摂ではないのか、あるいは過少包摂ではないのか。

まず過剰包摂の疑いについてだが、上の2つの基準には、一見したところ国際組織も該当するように思われる。しかし、注意深く分析すれば、多くの場合がそうではないことが判明する。まず、「地域共同体」が「共同体」であるならば、そこからの脱退は極めて制限されたものでなければならない。しかし、多くの国際条約において脱退に対する制約は弱い。また、普遍的な性格をもった国際組織は「共同体」ではありうるが、それを「地域共同体」と

呼ぶ必要はない。例えば、国連を中心とする安全保障体制は「共同体」と見なされる余地があるが、それを「地域共同体」と呼ぶのは不適切である。

他方、過少包摂ではないかという疑念は、なぜ制度を基準にするのかを問題にする。確かに、「ASEANの流儀」(ASEAN Way)のようなものが集合的自己同一性の徴表として指摘されることもあるが[Acharya 1998]、結局のところそれが単なる標語以上の意味を持つのは規範として受容されたといえる場合に限られる。したがって、制度概念を慣習規範を含む緩やかな意味に解するかぎり、それを基準としてもよいものと思われる。

(2) 「地域共同体」の構成員

「地域共同体」を構成するのはいかなる主体だろうか。「政治共同体」としての国家を念頭に置いた場合、いかなる主体がそれを構成するのかは、少なくとも近代以降においては自明に思われる。しかし、地域主義の文脈においてはそうでない。「地域共同体」を構成するのは国家か、あるいは個人ないしその集合か。「共同体」の制度的徴表とその基礎とを区別する議論の有用性が、ここで示される⁷。一方で、「共同体」の基礎に自己同一性の要素が関わることが事実だとしても、国家にそのような心理的事実を単純に帰するわけにはいかない。「共同体が国家の自己同一性の構成要素となる時、共同体は存在する」というような命題において国家の自己同一性という語の用法は比喩的であり、したがって解釈の問題となるように思われる。そのとき、自己同一性と共同体の何れが被説明項であるのかは、当初ほど自明なものではなくなる。他方で、「地域共同体」が人々の自己同一性に立脚しているのだとすれば、統合の進むヨーロッパにおいてさえ「ヨーロッパ市民」という意識は希薄であり、その意味では「地域共同体」なるものについて語ることはほとんど失当であるようにも思える。

こうしたことからすれば、制度的徴表から「いかなる主体の共同体か」という問いに応答することが有益であろう。というのも、共同の決定への参与とそれに対する受容が見られるところでは、「共同体」として行動する用意が構成主体の側にあると考えてよく、それを自己同一性の一部を成すものと性格づけることも妨げられないと思われるからである。この観点からすれば、「共同体」を構成する主体は、制度においてそれとして扱われるものだという解答が与えられることになる。国家としての資格を有する個人のみが決定過程に参与し、また国際責任を国家のみが負うという構造が見られるならば、それは国家の「共同体」であり、私的資格の個人が決定過程に参与し、また直接に法的に義務づけられるならば、それは個人を主体とする「共同体」であるといえる。

⁷ 「経済共同体」という、考え方によっては奇妙な概念を説明することができる利点もある。ちなみに、「経済共同体」も、経済分野に限定されてはいるものの、政策の統一化、つまり決定の共同化を図る点で「政治共同体」の一種である。

(3) 「地域共同体」の2類型

上で述べたように、同じ「地域共同体」という範疇には性格の違ったものが同居している。特に、少なからぬ場合に問題となる「共同体」と主権との関わりにおいて、この差異に着目しなければならない。国家の「地域共同体」では国家の対外的な主権が制約されるのに対し、個人の「地域共同体」では国家の対内的な主権が制約されるということが出来る⁸。前者においては、共同の決定によって要求される一定の政策を採らなければ国際責任が発生するという意味において、国家の主権的自由の範囲が限定される。これに対し、後者においては、国家を単位とした共同の決定に優越する他の法が国家の構成員に適用されるのであるから、国家という「政治共同体」が共同の決定の独占的な単位ではなくなるのである。

ここで、後者の方向性をつきつめれば、「地域共同体」には地理的連続性ないし近接性という条件が追加されることになる。というのも、個人から成る「地域共同体」は、国家による「政治共同体」の独占を打ち破るものであるが、そこで「地域共同体」に委ねられた国家機能を属人的な枠組みで果たすことにはさまざまな問題が付き纏うからである。属地的に果たされなければならない機能の最たるものは警察と国防であり、国家がこれを手放すことは当面想像できないが、それ以外の社会的規律についても程度の差はあれ、地理的条件が作用する。経済統合において人の自由移動は重要な要素だが、それがより大きな問題となるのは、移動が比較的容易な近接した領域においてである。ただし、このことは必ずしも個人の「共同体」の成立に地理的な一体性が不可欠であるということの意味するものではないし、個人の「地域共同体」が成立するのは地理的塊が何個以下であるかについて何らかの基準が立てられるということの意味するものでもない。

4. 地域主義の制度比較

ここでは、以上のような「地域共同体」の把握を前提として、欧州連合（EU）、北米自由貿易連合（NAFTA）、東南アジア諸国連合（ASEAN）の3者を取り上げ、若干の分析を試みたい⁹。

⁸両者を排他的なものとする必要はない。例えば、欧州連合については両方の側面を有するものと考えられる。

⁹人によっては実定法制度のみを対象にする以下の論述に首を傾げるかもしれない。確かに、特に紛争解決について公式の制度が用いられない場合が少なくない。例えば、ASEANにおいて1996年の紛争解決機構議定書に従った提訴は少なくとも2003年まで1件もなかった [Nesadurai 2003:166]。また、NAFTAも整備された紛争解決制度をもちながら、WTO紛争解決制度への付託件数が多い。しかし、すでに述べたように、制度が重要なのはそれを受け止める用意が主体の側にあることを示しているからである。そのような用意のないところで制度は成立しないし、維持もされない。ただし、制度を実定法制度に限定することが必ずしも適切ではないのも事実である。報告中では実定法制度のもつ論理に基づいて解釈により補ったが、規範的意識を伴った慣行などを探ることを否定する趣旨ではない。

(1)紛争解決制度

「共同体」の決定の受容という側面は、紛争解決制度に表れる。EUの紛争解決において特徴的なことは、欧州司法裁判所と欧州第一審裁判所がEC条約の解釈・適用において法の統一性を確保するとされる点である¹⁰。裁判所は、構成国やEC機関などが提起する訴訟だけではなく、自然人や法人がEC機関等に対して提起する訴訟にも管轄権を有する（直接訴訟）。また、各国裁判所に持ち込まれた訴訟におけるEC法上の争点を先決的に裁定する（先決裁定）。

NAFTAについては、紛争解決制度が多岐にわたる。国家間紛争の一般的な解決制度は第20章に規定されているが、この手続には拘束力がない¹¹。他方で、第19条の反ダンピング及び相殺関税については、二国間小委員会（binational panel）の決定は拘束力を有する¹²。投資紛争については第11章が規定しており、一締約国の投資家と他締約国との間の投資紛争は、協議ないし交渉の後、仲裁によって解決される¹³。仲裁判断は当事者限り、事案限りの拘束力を有し、締約国がこれを遵守しない場合には国家間紛争として処理される¹⁴。

ASEANの紛争解決機構は、3者の中で最も簡素であるとともに射程が限定されている。2004年のASEAN拡大紛争解決機構議定書では、対象となる協定類をそれまでより増やしたものの46に止まる。ただし、上級経済担当官会議による小委員会・上級委員会報告の採択は、全会一致によってのみ妨げられる¹⁵。

¹⁰“The Court of Justice and the Court of First Instance, each within its jurisdiction, shall ensure that in the interpretation and application of this Treaty the law is observed.” (EC Treaty, Art. 220)

¹¹“On receipt of the final report of a panel, the disputing parties shall agree on the resolution of the dispute, which normally shall conform with the determinations and recommendations of the panel, and shall notify their Sections of the Secretariat of any agreed solution of any dispute.” (NAFTA Art. 2018)

¹²“The decision of a panel under this Article shall be binding on the involved Parties with respect to the particular matter between the Parties that is before the panel.” (NAFTA Art. 1904, para. 9)

¹³NAFTA Articles 1116, 1117 and 1118.

¹⁴“1. An award made by a Tribunal shall have no binding force except between the disputing parties and in respect of the particular case.

...

5. If a disputing Party fails to abide by or comply with a final award, the Commission, on delivery of a request by a Party whose investor was a party to the arbitration, shall establish a panel under 2008 (Request for an Arbitral Panel).” (NAFTA Art. 1136)

¹⁵“The SEOM shall adopt the panel report within thirty (30) days of its submission by the panel unless a party to the dispute formally notifies the SEOM of its decision to appeal or the SEOM decides by consensus not to adopt the report.” (ASEAN Protocol on Enhanced Dispute Settlement Mechanism Art. 9, Para. 1)

“An Appellate Body report shall be adopted by the SEOM and unconditionally accepted by the parties to the dispute unless the SEOM decides by consensus not to adopt the Appellate Body report within thirty (30) days following its circulation to the Member States.” (*ibid.* Art. 12, Para. 13)

(2)意思決定

「共同体」における共同の決定への参与の側面は、意思決定に表現される。EUにおけるEC事項についての意思決定に関しては、共同決定手続（co-decision procedure）が重要な役割を果たしており、構成国の領域内で直接適用可能な法が定立される¹⁶。この手続において、構成各国において選挙で選ばれた議員より成る欧州議会は、欧州理事会と立法権能を等しく共有する。

NAFTAにおける意思決定は、閣僚級代表によって構成される自由貿易委員会によってなされ、その決定は全会一致方式を基本とする。決定の拘束力は明記されていない¹⁷。ASEANにおいては、AFTAについての意思決定を構成国の経済担当大臣とASEAN事務局長から成る閣僚級理事会が担うが、その決定手続や決定の拘束力についての規定を欠く¹⁸。

(3)分析

以上の比較において、意思決定手続において多数決原理を基調とし、決定が自己の利害に反することを理由に受容を拒絶することが許されないという「共同体」の性格を有するのは、EUのみであるといえる。この点で特に着目すべきは、EUにおいて構成国が離脱の自由をもっているか否かである。個人が共同の決定に参加し、それによって直接拘束されるという制度をとる点で、EUは特徴的である。このように国内の諸個人が「共同体」の一員として組み込まれているとすれば、EUからの離脱はほとんど不可能であると考えられる。制度に則して言えば、国内の諸個人の間を規律する法の重要な部分が離脱によって正統性を失うという事態は、字義通りの「革命」であり、実質的憲法の変更を意味する。このような例外的事態においてのみ離脱が可能であることからすれば、EUに「共同体」的性格を認めることは不適切ではない。

他方、NAFTA及びASEANの意思決定過程は、加盟国に拒否権を与えている点で共同の決定を個別的立場に関わりなく受容するという契機が薄い。また、主体の点でも、NAFTAの投資紛争解決制度が投資家による提訴を可能にしているとはいえ、制度を最終的に担保しているのは国家間紛争解決の枠組みである上、意思決定過程に私人が介在する余地はない。これ

¹⁶EC Treaty Articles 249 and 251.

¹⁷“1. The Parties hereby establish the Free Trade Commission, comprising cabinet-level representatives of the Parties or their designees.

...

4. ...All decisions of the Commission shall be taken by consensus, except as the Commission may otherwise agree.” (NAFTA Art. 2001)

¹⁸“The ASEAN Economic Ministers (AEM) shall, for the purposes of this Agreement, establish a ministerial-level Council comprising one nominee from each Member State and the Secretary-General of the ASEAN Secretariat...” (Agreement of the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area Art. 7, Para. 1)

らの地域的枠組みは、個人の「共同体」でもなければ国家の「共同体」でもないのである。

5. 結論

(1) 「共同体」をまじめに考える

いわゆる共同体論は、伝統的・共同体的価値という「共同体」の基礎条件にのみ焦点を当てて論争を提起してきた。ロールズ以降の自由主義をめぐる議論の文脈において、それが果たした役割は重要である。しかし、「共同体」とは集合問題の解決の単位であるという伝統的な出発点に戻ったとき、「共同体」をめぐる問題はそれだけではないことや国家を超える「共同体」を把握する可能性が見えてくる。

「共同体」がそれを単位として集合問題を解決するという決断に定礎しているとすれば、その多元性・重層性を否定することはできない。解決すべき集合問題の性格に応じて複数の「共同体」単位が競合しうる¹⁹。「地域共同体」といっても、必ずしもそれを単位として全てを解決しようとしているとは限らない。この観点からすれば、問われるべきはいかなる問題についての「共同体」かである。例えば、地域主義が論じられるとき「経済共同体」が念頭に置かれることが多いが、それと安全保障分野における「共同体」とが地理的に一致すると考えるのは早計である。現にEUにおいてさえ、安全保障分野における「共同体」は依然として圧倒的に国家である。北大西洋同盟の強調という違った方向への引力が働いていることも見落とせない [Wallace 1994]。

(2) 「地域共同体」への途？

上記を念頭に置いた上で、「地域共同体」の展望について考えてみよう。例えば、FTA網の発達は「地域共同体」の形成へと結び付くか。二国間FTAは一方が手を引くことが可能な点で「共同体」的性格が薄く、むしろ調整・協力ゲームの性格が強い。共同の決定に参加し、それを受容するという制度を生じさせようとする「動機」もあまり大きくない。

他方、EFTA諸国やASEAN諸国が結びつつあるような地域的枠組みと域外の国家との間のFTAについては、やや事情が異なる。紛争解決手続の規定ぶりを見ると、EFTAはEFTA諸国

¹⁹中村民雄は「動く多元法秩序」としてのEUの法構造を、EU法体系と各国法体系にそれぞれ存在する複数の承認の規則間の競争状況にあると捉える [中村2005]。報告者はその構図自体について基本的に同意するものであるが、そこでは何をめぐる競争かがさほど明らかではない。本報告からは、集合問題のよりよい解決のための共同決定単位は何であるかをめぐる競争であるという解答が導き出され、これとの接合の可能性が一定程度あるように思われる。しかしその場合、理論的にはハート自身の掲げる法実証主義テーゼ（何が法であるかは価値判断とは独立に答えることができる）との関係が困難な問題となる。なぜならば、「集合問題のよりよい解決」であることを標榜している以上、それは各法体系の内在的要請でもあることになり、何が法であるかについての判断の中にそれが入り込まざるをえないからである。

が各々一方当事者、域外国が他方当事者というかたちのFTAを結んでいる²⁰。この場合、EFTA諸国間は共同歩調をとるよう動機付けられる可能性が高い。これに対して、ASEANと中国の間で締結された紛争解決についての協定は、ASEAN諸国を一方、中国を他方とする書き方をとっていない²¹。この協定自体は不完全なものであるが、このような規定の仕方はASEANを核としながら周辺国を包摂していく方向性に合致する。

バリ第二宣言とそれに付属する上級作業部会勧告は、「共同体」という文言を使いながら統合深化への志向性を示している²²。しかし、そこで示唆されている形式的制度は、未だ共同の決定に対する拒否権を残すものとなっており、「共同体」は願望でしかないように思われる。日本の「東アジア・コミュニティ」構想もそうだが、東アジアにおいて「共同体」は政治的願望の表現を超える段階にはない。ただ、このような「共同体」言説の流布は、共同で問題解決に当たろうとする「共同体」意識を醸成することにはつながりうる。

では、調整や協力によって解決できない真に「共同体」を必要とするような集合問題は東アジアに存在するのだろうか。そしてまた、その問題は東アジアという単位で解決されなければならないのだろうか。「共同体」の成立に意思の契機が不可欠だとしても、単に意思するのみではなく意思する理由を見出すことが我々の課題のように思われる。

(かく しゅん jj26001@j.u-tokyo.ac.jp)

引用文献

Acharya, A., 1998, "Collective Identity and Conflict Management in Southeast Asia", E. Adler & M. Barnett, *Security Communities*, Cambridge U.P.

Adler, E. & Barnett, M., 1998, *Security Communities*, Cambridge U.P.

Adler, E., 2005, *Coomunitarian International Relations*, Routledge.

Deutsch, K., et al., 1957, *Political Community and the North Atlantic Area*, Princeton U.P.

²⁰例えば、EFTA諸国とシンガポールとの間の協定がそうである。

"The provisions of this Chapter shall apply with respect to the avoidance or the settlement of all disputes arising from this Agreement between any one or more of the EFTA States and Singapore." (Agreement Between EFTA States and Singapore (2002), Art. 56, Para. 1)

²¹Dispute Settlement Agreement on Dispute Settlement Mechanism of the Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-Operation Between the Association of Southeast Asian Nations and the People's Republic of China (2005).

²²Declaration of ASEAN Concord II; Recommendations of the High-Level Task Force on ASEAN Economic Integration.

Nesadurai, H.E.S., 2003, *Globalisation, Domestic Politics and Regionalism*, Routledge.

Rawls, J., 1999, *A Theory of Justice, revised edition*, Oxford U.P.

Wallace, W., 1994, “Regionalism in Europe: Model or Exception?”, L. Fawcett & A. Hurrell, *Regionalism in World Politics*, Oxford U.P.

井上達夫、1999年『他者への自由』創文社。

サnder・マイケル、1999（1998）年『自由主義と正義の限界』三嶺書房。

シュミット・カール、1970（1932）年『政治的なものの概念』未来社。

中村民雄、2005年「動く多元法秩序としてのEU」同編『EU研究の新地平』ミネルヴァ書房。

ヘラー・ヘルマン、1971（1934）年『国家学』未来社。

ロック・ジョン、1968（1690）年『市民政府論』岩波書店。

ワイラー・ジョゼフ、1998（1991）年『ヨーロッパの変容』北樹出版。